

陸上自衛隊達第36—7号

陸上自衛隊航空機乗組員及び空挺隊員選抜身体検査規則(昭和31年陸上自衛隊達第150—9号)の全部を改正する。

昭和34年5月13日

陸上幕僚長 陸将 杉山 茂

陸上自衛隊航空身体検査及び空挺身体検査実施規則

改正 昭和35年 1月22日達第150—9—1号 昭和36年 5月22日達第122—32号  
昭和38年 2月 8日達第150—9—2号 昭和40年 2月23日達第122—54号  
昭和40年 5月24日達第21—15号 昭和44年 1月30日達第36—6号  
昭和46年 7月12日達第36—7—1号 昭和48年11月 8日達第36—7—2号  
昭和53年 1月13日達第122—108号 昭和54年 5月 8日達第36—7—3号  
昭和56年12月 3日達第36—7—4号 昭和57年 4月30日達第122—119号  
平成 元年 2月10日達第122—127号 平成 元年 6月21日達第36—7—5号  
平成 6年 3月25日達第36—7—6号 平成14年 4月26日達第36—7—7号  
平成18年 2月 7日達第36—7—8号 平成23年 4月25日達第36—7—9号  
平成29年 3月24日達第122—280号 平成31年 4月19日達第122—302号  
令和 元年 6月27日達第122—303号 令和 2年 3月16日達第36—7—10号  
令和3年3月15日達第122—315号

(目的)

第1条 この規則は、航空身体検査及び空挺身体検査の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則中次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に示すとおりとす。

- (1) 「空挺身隊員等」とは、落下傘隊員の範囲及び落下傘降下作業手当の額に関する訓令(昭和33年防衛庁訓令第27号)第1条に規定する陸上自衛官並びに陸上自衛隊需品学校に所属し、落下傘及び空中投下業務に関する教育訓練及び調査研究に従事する者で空挺降下を行う自衛官をいう。
- (2) 「航空身体検査」とは、操縦士等に対する医学的の身体適性検査をいい、「空挺身体検査」とは、空挺身隊員等に対する医学的の身体適性検査をいう。

(航空身体検査及び空挺身体検査の種類)

第3条 航空身体検査及び空挺身体検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 航空身体検査 甲
- (2) 航空身体検査 乙
- (3) 空挺身体検査 甲
- (4) 空挺身体検査 乙

- 2 航空身体検査甲は、自衛官から操縦士等になるべき者を選抜する場合に行い、空挺身体検査甲は、自衛官又は自衛官候補生から空挺隊員等になるべき者を選抜する場合、及び操縦士等又は空挺隊員等に選抜された者が最初の養成機関又は部隊に入校又は入隊する場合に行うものとする。
- 3 航空身体検査乙及び空挺身体検査乙は、次の場合に行うものとする。
  - (1) 操縦士等又は空挺隊員等に対して毎年1月に定期的に行う。
  - (2) 心身の故障により、航空業務又は空挺業務に3月以上の期間従事できなかった操縦士等又は空挺隊員等が各業務に復するとき、又は部隊等の長から業務配置変更等の資料とするため要求があったときに行う。
  - (3) 操縦士等が教育のため航空学校に入校するときに行う。
  - (4) 航空身体検査に関する訓令(昭和33年防衛庁訓令第1号。以下「訓令」という。)第7条に該当するときに行う。

(判定官)

第4条 航空身体検査の判定官は、別に示す。

- 2 空挺身体検査の判定官は、隊員である医師をもって充てるものとする。

(検査項目及び判定基準)

第5条 空挺身体検査の検査項目及び判定基準は、別表第1のとおりとする。

(実施要領等)

第6条 航空及び空挺身体検査は、各駐屯地ごとに実施するものとする。ただし、実施できない駐屯地にあつては方面総監の定めるところによる。

- 2 前項の身体検査の実施に要する検査器材及び各検査項目の実施要領は、それぞれ別表第2及び第3に掲げるところによるほか、陸上自衛官採用身体検査実施規則(陸上自衛隊達第36—1号)の規定による。

(記録)

第7条 航空身体検査又は空挺身体検査の記録は、航空・空挺身体検査表(別紙第1)に医師、歯科医師及び検査班員が記入するものとし、その記載要領は別紙第2のとおりとする。

(保管)

第7条の2 航空・空挺身体検査表(別紙第1)は、陸上自衛隊健康診断及び体力検査実施規則(陸上自衛隊達第36—6号)第16条に定める身体歴つづりにつづり込み保管するものとする。

(合格証明書等)

第8条 判定官は、検査に合格した者に対し、別表第4に定める様式により航空・空挺身体検査合格証明書を交付するものとする。

- 2 判定官は、第3条第3項第2号又は第4号の航空身体検査乙又は空挺身体検査乙を実施し必要があるときは、別表第5に定める様式の航空業務又は空挺業務の適否に関する診断書を発行するものとする。

(報告)

第9条 駐屯地業務隊長(業務隊業務を担当する部隊等の長を含む。)は、毎年4月末日までに前年度実施した航空及び空挺身体検査の結果を別表第6の様式により順序を経て陸上幕僚長に報告するものとする。(衛定第13号)

附 則

- 1 この規則は、昭和34年6月1日から施行する。
- 2 陸上自衛隊身体歴取扱規則(陸上自衛隊達第36—2号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(昭和35年1月22日陸上自衛隊達第150—9—1号)

この達は、昭和35年1月22日から施行し、昭和35年1月14日から適用する。

附 則(昭和36年5月22日陸上自衛隊達第122—32号)(抄)

- 1 この達は、昭和36年5月22日から施行する。

附 則(昭和38年2月8日陸上自衛隊達第150—9—2号)

この達は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則(昭和40年2月23日陸上自衛隊達第122—54号)

この達は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則(昭和40年5月24日陸上自衛隊達第21—15号)(抄)

- 1 この達は、昭和40年5月24日から施行する。

附 則(昭和44年1月30日陸上自衛隊達第36—6号)(抄)

- 1 この達は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年7月12日陸上自衛隊達第36—7—1号)

この達は、昭和46年8月1日から施行する。

附 則(昭和48年11月8日陸上自衛隊達第36—7—2号)

この達は、昭和48年11月8日から施行する。

附 則(昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122—108号)

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則(昭和54年5月8日陸上自衛隊達第36—7—3号)

この達は、昭和54年5月10日から施行する。

附 則(昭和56年12月3日陸上自衛隊達第36—7—4号)

この達は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122—119号)

- 1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。
- 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正し

て使用することができる。

附 則（平成元年 2 月 10 日陸上自衛隊達第 122—127 号）

- 1 この達は、平成元年 2 月 10 日から施行し、同年 1 月 8 日から適用する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式用の紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（平成元年 6 月 21 日陸上自衛隊達第 36—7—5 号）

この達は、平成元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 36—7—6 号）

- 1 この達は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成 14 年 4 月 26 日陸上自衛隊達第 36—7—7 号）

この達は、平成 14 年 4 月 26 日から施行し、同年 4 月 8 日から適用する。

附 則（平成 18 年 2 月 7 日陸上自衛隊達第 36—7—8 号）

この達は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 25 日陸上自衛隊達第 36—7—9 号）

この達は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日陸上自衛隊達第 122—280 号）

この達は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 19 日陸上自衛隊達第 122—302 号）

- 1 この達は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式用の紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（令和元年 6 月 27 日陸上自衛隊達第 122—303 号）

- 1 この達は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和 2 年 3 月 16 日陸上自衛隊達第 36—7—10 号）

- 1 この達は、令和 2 年 3 月 16 日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 15 日陸上自衛隊達第 122—315 号）

- 1 この達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

別表第 1 (第 5 条関係)

## 空挺身体検査の検査項目及び判定基準

検査項目	合格基準	
	甲	乙
身長	161 センチメートル以上	
胸囲	付表の B 基準以上	
体重	付表の B 基準以上	
肺活量	3000 立方センチメートル以上	
色神	正常	
遠距離視力	裸眼視力 0.1 以上	
	矯正視力 0.8 以上	
聴力	じ語検査の場合、両耳とも 6 メートルの距離から聞きとれるもの	じ語検査の場合、両耳とも 3 メートル以上の距離から聞きとれるもの
	秒時計検査の場合、両耳とも 2 メートルの距離から聞きとれるもの	秒時計検査の場合、両耳とも 1 メートルの距離から聞きとれるもの
尿検査	正常	
血液梅毒検査	正常	
胸部 X 線検査	正常	
疾患等の検査	訓令の不合格疾患等のいずれにも該当しないもの	
握力	両側とも 30 kg 以上	
夜間視力	視力十分であるもの	
血圧	(1) 35 才未満の場合	
	(坐位)	
	最高血圧	
	140mmHg 未満 100mmHg 以上	
	最低血圧	
	90mmHg 未満	
	(2) 35 才以上の場合	
	(坐位)	
	最高血圧	
	150mmHg 未満 100mmHg 以上	
最低血圧		

	100mmHg 未満	
起立耐性検査	5 分間安静臥（が）位後、起立させて 2 分後の脈搏及び血圧がそれぞれ次のとおりであること。	
	脈搏 1 分間 120 以下	
	最高血圧 90mmHg 以上	
	血圧	
	最低血圧 50mmHg 以上	
腰部エックス線検査	腰部エックス線写真診断により椎体奇形、下位椎間軟骨が上位椎間軟骨の高さの 3/4 以下のもの、分離症、すべり症の所見その他異常所見の認められないもの	
総合	空挺隊員としての隊務を支障なく遂行し得る体力を有すると認められるもの	

胸囲及び体重基準

身長 \ 区分	胸囲		体重	
	A	B	A	B
161.0 以上	82.0	78.5	55.0	49.0
164.0	83.0	79.0	57.0	50.0
167.0	84.0	80.0	59.0	51.5
170.0	85.0	80.5	61.0	53.0
173.0	86.0	81.5	63.0	54.5
176.0	87.0	82.0	65.0	56.0
179.0	87.5	83.0	67.0	58.0
182.0	88.5	84.0	68.5	60.0
185.0	89.0	84.5	70.0	62.0
188.0	89.5	85.5	71.0	64.0
191.0	90.0	86.0	73.0	66.0

備考：検査乙の場合には、支障となる疾病が認められない限り体重については本表の基準の10パーセント以内を緩和できる。

## 別表第2（第6条関係）

## 航空・空挺身体検査用器材一覧表

	物品番号	器材名
1	6530—100—2961—5	握力計
2	6515—014—5439—5	血圧計・水銀型・携帯用
3	6515—100—4760—5	オージオメーター・診断用・I型
4	6515—100—6040—5	検眼ユニット
5	6515—252—5972—5	測定器・近点用・石原式
6	6530—100—3043—5	深径覚検査器
7	6515—008—9655—5	視野計・東大式
8	6515—100—5331—5	光神計・フェステル式
9	6515—100—1488—5	アノマロスコープ
10		腰椎撮影用いす

## 別表第3（第6条関係）

## 航空・空挺身体検査の実施要領

検査項目	実要領
握力	1 握力計の握り幅を、母指根から示指先端までの長さ約1/2に調節する。
	2 受検者は、立位で足を少く開き、右手に握力計の検針のある面が外側にむくように持ち、右腕は伸展位で躯幹につけないようにして、振ることなく力の限り一気に握らせる。
	3 握った後はすぐに力を抜いてよい。次に左手にて実施させて左右交互に2回行い、各最大値を測定値とする。
呼吸停止時間	1 椅子に坐らせ数分間身体を安静にして後実施する。
	2 8分通り深吸気させて、ただちに口を閉じ鼻孔を右手指で閉じさせ無呼吸に堪える時間をストップウォッチにより計測する。
起立耐性検査	1 被検者を5分間寝台上に安静に横臥させる。
	2 次に普通の声で「床に立て」と号令して立たせる。
	3 次いで、2分間直立させた後、右腕を心臓と同じ高さとし、血圧及び脈拍の測定を同時に行う。
	4 脈拍の測定は左腕にて30秒間の数を計測し、2倍したものを1分間の脈拍数とする。
近距離視力	1 照度200ルクス以上の明室において石原式近距離視力表を用い、受検者の眼前30センチメートルの距離において検査する。
	2 視線と視力表が直角になるようにして、小さい視標から大きい視標を判読させる。
	3 正しく判読できる最小の視標の示す視力を測定値とする。
斜位	1 暗室においてホロメーターを使用し、受検者から6メートルの距離に直径2センチメートルの60ワットの白色電光を光源として、おおむね眼の高さにおいて検査する。
	2 眼枠の中心に受検者の眼がくるようにホロメーターを装着し、ロータリープリズムとマドックスを右眼前におく。
	3 右眼では赤緑が見え、左眼では光源が見えるか、光源に赤緑が重なったときのロータリープリズムの読みをとり測定値にする。
遮蔽検査	受検者と検者とは50センチメートルの距離で相対坐し、受検者の右眼を遮蔽して左眼にて眼前の目標を注視させ、次いで右眼の遮蔽を排すると同時に左眼を遮蔽し右眼で目標を見させるときに、右眼の整復運動の有無を検査する。

副聾近点	1 適宜の視標を受検者の眼前で注視させながら眼前約 20～30 センチメートルのところから徐々に両眼の中央、すなわち、鼻根部にむかって近づけると眼が外方に向ってそれるところがある。
	2 この点と両眼角膜頂点の中央との距離が測定値である。
	3 石原式近点計を使用しても測定でき、また視標と鼻根部との距離に角膜頂点から鼻根部までの高さを加えたものを測定値としてもよい。
	4 石原式近点計を用いるときは、視標を裏にして、その中央に約 5 平方ミリメートルの白い点（絆創膏でよい）を貼り、この白点と眼の位置を同じ高さに調整して逐次受検者に近づかせる。
深径覚	1 ハワード、ドルマン氏深径覚計を用いる方法 6メートルの距離で1回練習を行い、3回測定してその平均値をとる。
	2 フェルホック氏深径覚計を用いる方法 1メートルの距離で、相前後する視標の組合せを8回実施し誤りがあれば第2回及び第3回の検査をそれぞれ8回行う。
視野	1 注視点のみをみつめさせ、最初に視標を中心から外方に向け、徐々に移動し視標がみえなくなったところの示す角度が測定値である。
	2 角度の読みは、視標の中心とする。
	3 内、外、上、下及び斜の方向について測定する。
夜間視力	1 本検査は夜盲症及びその疑いのあるものの既往症を問診し、実施する。
	2 30分間の暗順応の後、東大式簡易アダプトメーターを用い健否を判定する。
聴力	1 右耳（きき耳）から実施する。
	2 被検者に検査音を認識させた後、確かに聞えない強さから始め、5bd段階で強くして初めて聞こえると合図した値（可聴値）を記録する。
	3 次に検査音の周波数を変え同様に可聴値を測定する。
	4 検査音の周波数の順序は1,000C/Sから始め、逐次高音に及び再び1,000C/Sを測定し、次いで順次低音にいたる。
肩関節	1 脱臼等の既往歴を確認する。
	2 必要に応じて、アプリヘンションテスト（肩関節の外転・外旋）を行い、習慣性肩関節脱臼の発見に努める。
	1 単純直接撮影又はデジタル撮影とする。

腰部エックス線検査	2 臥位により撮影する。
	3 撮影方向及び方法は、次の要領とする。
	(1) 撮影範囲は、各撮影方向において、上端は第12胸椎下部を含み、下端は仙骨上部を含むこととする。
	(2) 正面（前→後）
	姿勢は、仰臥位とし、頭部に枕を当て両膝を屈曲させる。
	中心線は、第3・4腰椎間に垂直に入射する。
	(3) 側面（右→左）
	姿勢は、側臥位とし、頭部に枕を当て両下肢は股関節及び膝関節を軽く屈曲し、腰椎の正中矢状面がカセットに対し平行になるようにする。
	中心線は、背筋から約7センチメートル内側の第3・4腰椎間の高さに垂直に入射する。
	(4) 45°斜位（斜右前→斜左前、斜左前→斜右前）
姿勢は、斜臥位とし、頭部に枕を当て下側の膝関節はわずかに屈曲、上側の膝関節は立膝とし、腰部背面がフィルム面に対し、45°となるようにする。	
中心線は、上前腸骨棘と正中線の中点をとおる体軸上の線上で、第3・4腰椎間の高さに垂直に入射する。	
4 診断は、被検者1名につき、正面、側面及び斜位撮影として、撮影機器の特性に応じてフィルム又はモニター画像により行う。	

航空・空挺身体検査合格証明書

職 種 認識番号  
 所属部隊名  
 氏 名

生年月日 年 月 日生 ( 歳)

上記の者は、下記のとおり航空身体検査に合格したものであることを証明する。

記

検査種別	検査実施時期別	検 査 年 月 日	備 考
検査 乙		年 月 日	

令和 年 月 日

部 隊 名

判 定 官 階 級 氏 名

寸法：日本産業規格A4

- (注) 1 検査種別欄には、次により操縦要員その他の検査対象別区分を記入する。  
 操縦要員 「操」  
 操縦要員以外の搭乗員 「搭」  
 航空交通管制要員 「交」
- 2 検査実施時期別欄には、定期検査、入校時、航空業務復帰時及び事故時等の検査を記入する。

No. _____	
航空業務 空挺業務の適否に関する診断書	
職 種	認識番号
所属部隊名	
氏 名	生年月日 年 月 日生（ 歳）
上記の者は、航空 空挺身体検査の結果	年 月 日から航空業務 空挺業務
に 従事できない事 復帰できる事 を認めます。	
業務配置の変更の必要	
記	
病 名	
停止を必要とする期間	
	年 月 日
所属部隊名	
担当医官又は歯科医官	階級 氏名

別表第6 (第9条関係)

航空  
空挺 身体検査実施報告

(衛定第13号)

## 1 総合

種別	区分	被検人員数	合格者数	不合格者数	不合格率%	備考
操縦士	甲					
	乙					
航空交通管制員	甲					
	乙					
空挺隊員等	甲					
	乙					
計	甲					
	乙					

## 2 不合格理由別状況

項目	種別	操縦士		航空交通管制員		空挺隊員等		計	
		甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙
1	身長								
2	胸囲								
3	体重								
4	肺活量								
5	握力								
6	呼吸停止時間								
7	血圧								
8	脈搏								
9	起立耐性								
10	視力遠距離								
11	視力近距離								
12	斜位								
13	幅輦近点								
14	眼球運動								
15	色覚								
16	深径								
17	視野								
18	夜間視力								
19	聴力								
20	眼								
21	耳								
22	鼻、咽、喉								
23	口腔、歯								
24	肺及び胸部								
25	心、血管系								
26	骨、運動器								
27	精神、神経系								
28	その他								
29	不合格人員数								
30	受検者数								
備考									

寸法：日本産業規格A4

別紙第1 (第7条、第7条の2関係)

航空挺身体検査表

No.

1. 氏名		2. 所属部隊名	3. 階級	4. 認識番号
5. 本籍		6. 入隊年月日	7. 検診目的	8. 検診年月日
9. 生年月日 昭 年 月 日		10. 出生地		11. 留守担当者の住所氏名
12. 検診場所		13. その他		
14. 全飛行時間又は降下回数 過去				
検 診 項 目			記入事項	異常ある項目につき所見を記入のこと
正常	異常	該当する項目にチェックを付すること		
		15. 頭部、顔面、頸部、肩胛部		
		16. 鼻		
		17. 副鼻腔		
		18. 口腔、咽喉		
		19. 耳一全般 (内、外耳管)		
		20. 鼓膜 (穿孔) 欧氏管		
		21. 眼一全般		
		22. 水晶体、硝子体、眼底		
		23. 瞳孔 (大きさ、反射)		
		24. 眼球運動 (協同運動、ニスタグムス)		
		25. 肺、胸廓		
		26. 心 (大きさ、心尖、搏動、律動、心音)		
		27. 脈管系 (静脈瘤等)		
		28. 腹部内臓 (ヘルニヤを含む)		
		29. 直腸肛門		
		30. 内分泌、血液		
		31. 性尿器系		
		32. 上肢手指 (運動範囲力)		

		33. 下肢、足指（運動範囲力）										
		34. 脊柱、その他筋骨格										
		35. 身体の特徴瘢痕文身										
		36. 皮ふ、淋巴系										
		37. 神経系										
		38. 精神										
		39. その他										
40. う蝕の程度C 1～C 4 処置済○. 欠損×. 有床義歯⊙. ブリッジ○ 半埋伏智歯H. 補綴（てつ） 不要の欠損△										その他の記事		
		8. 7. 6. 5. 4. 3. 2. 1		1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.								
		8. 7. 6. 5. 4. 3. 2. 1		1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.								
臨床検査所見												
41. 尿			42. 胸部X線 （間接、直接、月日フィルム 番号、所見）					43. 血液梅毒検査 （検査名と結果）				
蛋白質、糖		顕微鏡検査										
44. 心電図		45. 脳波		46. その他の検査								
47. 身長		48. 体重		49. 胸囲		50. 坐高		51. 肺活量		52. 呼吸停止		53. 体温
54. 握力 左 右			55. 均衡機			56. 体格 虚中筋肥 細等肉満						
57. 血圧（腕と心を等高にして）						58. 脈拍（腕と心を等高にして）						
坐位	大	臥位	大	立位 (2分)	大	坐位	作業 後	2分 後	臥位	2分起立 後		
	小		小		小							
59. 遠距離視力				60. 屈折				61. 近距離視力				
右		矯正		B Y		S		C X		矯正		
左		矯正		B Y		S		C X		矯正		
62. 斜位 内斜位、外斜位、 右 上斜位、 左 輻輳近点、C T												
63. 眼球運動		64. 色 神		65. 深 径 覚		矯正しないで						
						矯正						
66. 視野		67. 夜間視力								68. 眼内圧		

69. 聴 力		70. オーディオメーター						71. 心理検査	
右 / 6 m / 2 m 左 / 6 m / 2 m			250	500	1,000	2,000	3,000	4,000	
		右							
		左							
72. 重要な病歴									
73. 心身故障と診断の要約									
74. 意見、更に必要とする精密検査（種類記入）									
75. 健康状態					76. CDの指示区分				
	A	B	C	D		要療養	要休養	要軽業	要注意
77. 判定					78. 不合格（不適の理由又は参考記事）				
合格 不合格					適 不適				
79. 判定者		所 属 部 隊							
		階 級 ・ 氏 名							

寸法：日本産業規格A4

別紙第2（第7条関係）

航空及び空挺身体検査表の記載要領

陸上自衛隊健康診断及び体力検査実施規則（陸上自衛隊達第36—6号）及び陸上自衛官採用身体検査実施規則（陸上自衛隊達第36—1号）に定める記載要領によるほかは、次の要領により記載する。

1 7 検診目的

「選抜」、「定期」又は「臨時」と書く。さらに臨時については「入校」、「復帰」「事故」等の目的を書く。

2 12 検診場所

駐屯地等を「群馬」、「札幌」のように簡略して書く。

3 13 その他

検査を部内外の医療機関に委嘱した場合にその名称を記入する。

4 14 全飛行時間又は降下回数

検査当日までの分を書く。

5 「15頭部、額面、頸部、肩胛部」から「39その他」まで

検査の結果により、各項目の「正常」、「異常」の該当欄に○印を付し、異常ある場合には、右空欄にその項目の番号と所見を簡明に記入する。

例「20右欧氏管通気不良」

6 44 心電図

正常の場合には「－」、異常ある場合には「＋」とのみ書き、所見の記載は、「75心身故障と診断の要約」欄に記入する。

7 52呼吸停止、53体温、54握力、57血圧、58脈搏

各当該欄に計測値のみを書く。血圧の「大」欄には最大血圧、「小」欄には最小血圧を記入する。

8 55均衡機

正常の場合には「－」、異常の場合には「動揺（＋）」、「位置感異常（＋）」のように書く。

9 56体格

当該体格に○印を付すこと。

10 59、61視力、62斜位、65深径覚

各当該欄に測定値を記入する。深径覚は裸眼視力あるいは矯正視力による測定値を各当該欄に書くこと。ただし、斜位欄の（C T）欄には、正常の場合には「－」、異常の場合には「＋」と書くこと。

- 11 63眼球運動、64色神、66視野、67夜間視力、68眼内圧  
正常の場合には「-」、異常のある場合には「+」と簡明に記入すること。
- 12 70オージオメーター  
各当該欄に測定値のみを書くこと。
- 13 72重要な病歴  
病歴中重要な傷病名と、その受療した暦年、その他必要と認める事項を書くこと。
- 14 77判定  
当該文字に○印を付すこと。
- 15 78不合格（理由又は参考記事）  
不合格の検査項目の番号及び参考記事等を記入すること。  
例 「44心筋炎」、「59近視」、「69難聴」
- 16 45脳波、50坐高、60屈折力、71心理検査、74意見、75健康状態、76CDの指示  
区分は必要の都度記入する。